

海外派遣者の特別加入者（第3種）の 年度更新が必要な皆様へ

一人親方等（第3種）特別加入の年度更新手続きのしおり

**申告・納付は6月1日（水）から
7月11日（月）まで【必着】**

労働保険の 令和3年度確定保険料、令和4年度概算保険料の申告・納付（以下「年度更新」という）の手続きは、令和4年6月1日から7月11日までとなっております。

「年度更新手続き」とは、前年度（令和3年度）の特別加入者の保険料の確定精算を行っていただくことと、今年度（令和4年度）の概算保険料の申告と納付を行う手続きのことです。下記をご参照のうえ、年度更新手続きを行ってください。

記

【1 提出書類】

提出書類は原則として以下のとおりです

- ① 『労働保険料概算・確定保険料申告書』（様式第6号第24条、第25条、第33条関係）以下「提出書類①」
- ② 『第3種特別加入保険料申告内訳（海外派遣者）』（海特様式第1号）（提出用と控え用の「計2部」をご提出ください）以下「提出書類②」
- ③ 『第3種特別加入保険料申告内訳名簿（海外派遣者）』（海特様式第2号）の提出が必要となります。
（提出用と控え用「計2部」をご提出ください）以下、「提出書類③」
・必要に応じて「特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳（別紙様式第1号）」を2部ご提出ください。

【2 提出方法】

年度更新書類等の提出方法

1. 電子申請による提出

「提出書類①」『労働保険料概算・確定保険料申告書』については
<https://www.e-gov.go.jp> から申請が可能です（事前準備等が必要ですので、詳しくは当該ホームページ及びコールセンターへお尋ねください）。

「提出書類②」及び「提出書類③」については、PDFにより添付可能となっておりますので併せてご提出ください。

注意点：電子申請終了後に電子納付のご案内がありますが、口座振替や納付書でお支払予定の場合は、電子納付画面を入力せず終了してください。

電子納付ご利用の場合は領収書が発行されませんのでご承知おき下さい。

2. 金融機関同時納付による申告書の提出

※事務組合委託事業主、および口座振替をご利用の事業主は同時納付できません！

納付期限までの間に金融機関窓口において保険料を納付する場合、「提出書類①」（複写式、控えを切り取らずご提出下さい）を提出することが可能です。提出後、申告書控えと領収書を忘れずにお受け取りください。

注意点1：「提出書類②」及び「提出書類③」は郵送により提出期限までに沖縄労働局あてご提出願います。

注意点2：まれに、誤って申告書原本を返却する場合がありますが、その際には「同時納付による申告書の提出」であることを伝えていただき、申告書をご提出ください。

3. 郵送・窓口でのご提出

「提出書類①から③」を申告期限までにご提出ください。提出先は

〒900-0006

沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号

那覇第2地方合同庁舎1号館3階

沖縄労働局総務部労働保険徴収室 あて

まで、お願いします。

郵送の場合は、控え書類用の返送用封筒を同封いただきますようお願いいたします。

また、提出方法1. または提出方法2. における【提出書類】②及び③の郵送も提出先は同じになります。**申告期限までに必着**をお願いします。

【3 給付基礎日額について】

- (1) 給付基礎日額は、労災保険の給付額を算定する基礎となるものです。特別加入を行う方の所得水準に見合った適正な額を申請していただき、承認された額が給付基礎日額となります。
- (2) 決定された給付基礎日額の変更を希望される場合は、『第3種特別加入保険料申告内訳名簿（海外派遣者）（海特様式第2号）』を2部作成して提出してください。

- (3) 変更手続きが可能な期間は、令和4年3月2日（水）から3月31日（木）までの間と、年度更新期間である6月1日（火）から7月11日（月）までの間となります。提出期限を厳守してください。
- (4) 令和4年4月1日から申請書提出日までの間に、万が一組合員が被災された場合には給付基礎日額を変更することができません。
- (5) 同じ特別加入者について、（3/2～3/31の間）に変更後、再度、年度更新時に日額の変更することはできません。また、令和4年度に加入した特別加入者についても今年度の年度時期に加入した特別加入者も変更することはできません。
- (6) 『給付基礎日額変更申請書』は、厚生労働省ホームページから様式を入手してください。（直接入力可能な様式が利用できます）

【4 第3種特別加入保険料の計算方法】

1. 第3種特別加入保険料について

第3種特別加入保険料率 （海外派遣者）	令和3年度確定	令和4年度概算
	1000分の3	1000分の3

- (1) 継続者（令和3年3月31日以前から加入し、令和4年4月1日以降も継続して加入する者）
給付基礎日額に365を乗じたものが「保険料算定基礎額」となります。
これを特別加入者の1年間の賃金とみなしそれぞれの事業ごとに定められた第2種特別加入保険料率を乗じて保険料を算定します。
- (2) 年度中途加入・脱退者（令和3年4月1日から令和4年3月31日の期間の期間中に新規加入または脱退した者）
年度途中において、新たに特別加入者となった場合や特別加入者でなくなった場合は、特例として、当該年度内の特別加入月数に応じた保険料算定基礎額年度内の特別加入月数に応じた保険料算定基礎額（月割計算）によりにより保険料を算出することになります。必要に応じて「特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳（別紙様式第1号）」を2部作成しご提出ください。
- ア 月割の特別加入保険料算定基礎額の計算方法
保険料算定基礎額を12で除した額（1円未満の端数が生じる時は、1円に切上げます。（下の〔表〕の特例による「1/12の額」参照）に、特別加入の期間（端数処理：1か月未満の端数があるときは、これを1か月とします。）を乗じた額となります。
- イ 特別加入期間の算定特別加入期間の算定
 - (a) 新たに特別加入者となった者の取扱い

「特別加入に関する変更届」の「届出の日の翌日以降30日以内の加入希望日」の属する月より算定します。

「届出の日」は監督署の受付日をいいます。

(b) 特別加入者でなくなった者の取扱い特別加入者でなくなった者の取扱い「特別加入に関する変更届」の特別加入者でなくなった者の脱退等による「異動年月日」の属する月まで算定します。

[表]

給付基礎日額	保険料算定基礎額	特例による1/12の額
25,000円	9,125,000円	760,417円
24,000円	8,760,000円	730,000円
22,000円	8,030,000円	669,167円
20,000円	7,300,000円	608,334円
18,000円	6,570,000円	547,500円
16,000円	5,840,000円	486,667円
14,000円	5,110,000円	425,834円
12,000円	4,380,000円	365,000円
10,000円	3,650,000円	304,167円
9,000円	3,285,000円	273,750円
8,000円	2,920,000円	243,334円
7,000円	2,555,000円	212,917円
6,000円	2,190,000円	182,500円
5,000円	1,825,000円	152,084円
4,000円	1,460,000円	121,667円
3,500円	1,277,500円	106,459円

(例) 令和3年10月13日に特別加入の承認があった場合、令和3年10月を端数処理し、特別加入の期間は令和4年3月までの「6か月」となります。

(計算方法)

給付基礎日額	10,000円	
特別加入変更届	10月12日提出、10月13日承認の場合	
保険料算定基礎額	3,650,000円(10,000円×365日)	・・・A
A/12	304,167円(端数切上げ)上表参照※	・・・B
特別加入期間	6か月(10月～3月)	・・・C
特例保険料算定基礎額	B×C=1,825,002	・・・D

(円単位まで計算してください)

【5 提出書類②「第3種特別加入保険料申告内訳（海特様式第1号）」の作成】

（1）令和2年度確定保険料欄には、令和2年度に特別加入者であった者すべてについて記入してください。

（2）上段には保険年度を通じて加入していた者（継続者を、下段には保険年度途中において、新たに特別加入者となった場合や特別加入者でなくなった場合の月割計算の該当者（年度中途加入・脱退者）を記入ください。）

（3）令和3年度概算保険料欄の記載に当たっては、年度更新時において特別加入の承認を受けている者だけを記入し、これから承認を受ける見込みの者については記入の必要はありません。

（4）年度更新時に海外派遣者が全くいない場合は、令和3年度概算保険料の特別加入者数合計を0人、保険料算定基礎額総計を0円とし、保険料申告書により労働保険関係を消滅することとなりますが、近い将来、海外派遣を行う予定がある場合、特別加入者数及び保険料算定基礎額総計に予定される特別加入者数と保険料算定基礎額総計を（ ）書きで記入し、概算保険料額を算定したうえ、保険料の申告・納付してください。

【6 「第3種特別加入保険料申告内訳名簿（海特様式第2号）」の作成】

給付基礎日額の変更を希望する場合は、⑥欄の「変」に○印を付して⑦欄に令和4年度の希望する給付基礎日額を記入し、「申告内訳」[表1]及び「概算・確定保険料申告書」とともに7月11日までに提出してください。

【7 提出書類①『労働保険料概算・確定保険料申告書』の作成】

「第3種特別加入保険料申告内訳（海特様式第1号）」により算出した保険料算定基礎額総計を、それぞれ申告書の申告書の確定保険料の算定基礎額と概算保険料の保険料算定基礎額の見込額として転記し、申告書を作成してください。

なお、『概算・確定保険料申告書』の作成につきましては、申告書と一緒に送付する「令和4年度労働保険年度更新申告書の書き方」を参考にしてください。

◆第3種特別加入保険料は、雇用保険料は該当せず記載の必要はありません。

◆第3種特別加入の申告では、一般拠出金を算定する必要はありません。

【8 海外派遣者の特別加入（第3種）の留意点】

（1）変更届の提出

特別加入の変更承認は、当初提出された申請書の特別加入予定者に記載されている事項についてのみ有効ですので、特別加入者に関して、次に掲げるような内容変更があった場合は、遅滞なく『特別加入に関する変更届（海外派遣者）（様式第34号の12）』（以下「変更届」という）を、所轄監督署を経由してご提出ください。

- ①氏名や作業内容等に変更があった場合
- ②派遣先の事業場の名称や所在地が変わった場合
- ③派遣先の国が変わった場合
- ④新たに海外派遣者となった方を追加して特別加入する 場合
- ⑤帰国等により派遣先の事業に従事しなくなり、特別加入者の資格を失った場合

(2) 派遣先の国が変わった場合 は派遣先の事業も異なることとなりますから、変更届の作成にあたっては「派遣先の事業の名称 及び所在地」、「派遣先の事業において従事する業務の内容」「地位・役職名」を詳細に記載して提出してください。

なお、派遣先の国より帰国することなく次の派遣先に赴く場合は、引き続き特別特別加入として取り扱われますが、派遣終了後に帰国し、新たな派遣先に赴く場合は、新たな特別加入者の地位として届け出なければなりません。帰国により、特別加入者の地位は自動的に消滅します。

(3) 新たに海外派遣者となった方を追加して特別加入させる場合等における変更届の作成にあたっては、「派遣先の事業の名称及び所在地」については、必ず国名の記載をお願いします。

(4) 中小事業の代表者等として海外に派遣される方は、労働者として派遣される方と異なり、特別加入申請書の「業務の内容」欄に派遣先の事業における地位、派遣先の事業の種類、当該事業における労働者数及び所定労働時間も付記することが必要です。

また、申請書には派遣先の事業の規模等を把握するための資料（派遣先事業に係る労働者名簿の写し又は派遣先の事業案内等）を添付する必要があります。

(5) 国内において労働者に該当しない法人の取締役等は、海外派遣されても特別加入の対象とはなりません。

【8 海外派遣者の特別加入（第3種）について】

『第3種特別加入のしおり 海外派遣者用 』は厚生労働省ホームページで掲載しておりますので、ダウンロード等ご利用ください。（沖縄労働局ホームページにもリンクを掲示しています）